

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成26年3月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務件名

検定期限満了メーター及び故障・難読メーター取替等業務委託

(2) 委託概要

仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

京都市内一円

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に「物品」の種目で登録されていること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

(3) 京都市内に本社または主たる事業所があり、かつ京都市指定給水装置工事事業者であること。

(4) 個人情報の厳正な取扱いについて認定されるプライバシーマークまたはISMの認証基準を取得していること。もしくは、これらに準じる個人情報保護マネジメントシステムを定め運用していること。

(5) 給水装置工事主任技術者を当該業務に専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日にお

いて引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

(6) 以下の年間予定件数を夜間及び休日においても確実に履行できる体制を整備できること。

ア 検定取替 約70,000件

イ 故障・難読による取替 約200件

ウ 開閉栓業務に伴う取付及び引揚、請求試験による取替 約1,000件

(7) 平成16年度以降に給水装置数25万件以上の自治体において、13ミリメートルから200ミリメートルまでの水道メーター取替業務の年間契約を元請として受注した履行済みの実績を有すること。

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書については次のとおり交付する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

(2) 交付期間

この公告の日から平成26年3月17日（月）（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書については、(1)のホームページにも掲載する。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(4), 2(5), 2(6)及び2(7)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成26年3月17日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成26年3月19日（水）に3(1)の場所に掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以後に一般競争入札参加資格確認通知書及び入札書を受けることとする。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成26年3月24日（月）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成26年3月26日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くことになったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 入札の実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成26年3月28日（金）午後1時30分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

6 入札方法

- (1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施する。
- (2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。
- (4) 入札金額は、別表第1 檢定期限満了メーター取替委託単価表、別表第2 故障・難読メーター取替等委託単価表及び別表第3 開閉栓業務委託単価表の予定個数に対応した総価とする。ただし、入札書の投函に併せて工種ごとの予定個数に単価を乗じた金額並びにその合計金額（総価）を記載した「総括表」を提出すること。
- (5) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
- (6) 契約の締結は、単価による単価契約とする。契約金額は、当該単価の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (7) 入札の前に予定価格の総価及び各単価の公表は行わない。

7 落札者の決定方法

- (1) 落札決定は総価の比較によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低の価格で入札を行った者が2者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札者の決定後、落札者の入札書に記載された各単価を、予定価格の単価と比較し、すべての単価が予定価格の単価の範囲内であれば、落札者と契約を締結する。
- (3) (2)において、落札者の入札書の各単価が、予定価格の単価を超えている場合は、落札者の入札書の総価の範囲内で、落札者と、各単価の価格交渉を行ったうえで契約を締結する。価格交渉が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

8 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

9 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することができない。

10 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものでない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

（上下水道局総務部用度課）